

## イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策 (中間取りまとめ) (案)

平成 25 年 10 月 11 日  
科学技術・学術審議会  
産業連携・地域支援部会  
大学等知財検討作業部会

### 1. はじめに

これまで大学等においては、平成 10 年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TL0 法) や、平成 11 年の日本版バイ・ドール条項を含む「産業活力再生特別措置法」<sup>1</sup>、平成 16 年度の国立大学の法人化等を受け、TL0 との連携や知的財産本部の設置を行うなど知的財産を取り扱うための体制が整備されてきた。

その結果、平成 15 年度から平成 23 年度にかけて、大学等の特許出願件数は 2,462 件から 9,124 件(約 4 倍)、特許保有件数は 2,313 件から 14,016 件(約 6 倍)へとそれぞれ増加し量的な拡大がなされた。活用実績に目を転じてみても、特許権実施等件数は 185 件から 5,645 件(約 30 倍)、特許権実施等収入額は 5.4 億円から約 10.9 億円(約 2 倍)へとそれぞれ増加し、総じて成果は上がってきたと言える。

一方で、平成 22 年 9 月 7 日に科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会が取りまとめた「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略～イノベーション・エコシステムの確立に向けて～」においては、「大学等の特許の多くは基礎レベルでピンポイントの技術であり、単独では事業への活用が困難なことが多いため、大学等、研究開発独法、TL0 においては、相互の連携により、戦略的・重点的技術分野における個々の機関の特許をパッケージ化して特許群を形成して、企業にとって魅力のあるものとし、事業化につなげていくことが必要」と指摘がなされている。

このような状況を踏まえ、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等知財検討作業部会(以下、「作業部会」という。)では、イノベーションの創出に向けて各大学等が保有する知的財産の活用方策について審議を行い、以下に中間的に取りまとめた。

### 2. 大学等が保有する知的財産の集約・活用方策

#### (1) 知的財産の集約方策

大学等の優れた研究成果であったとしても、知的財産の権利者が一元化されていないものやその時点で技術の不確実性が高いものについては、TL0・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織や企業の参画が得られないケースがある。その

<sup>1</sup>日本版バイ・ドール条項は平成 19 年に産業技術力強化法第 19 条に移行

ような場合であって、グローバルビジネスにより我が国の経済成長を増進させる可能性のある優れた研究成果については、公的機関、例えば独立行政法人科学技術振興機構（JST）に知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要である。（図1）

公的機関が知的財産を集約するタイミングは、特許出願前、特許出願後、特許権利化後のいずれの時点も可能とし、集約する知的財産としては、大学等が保有する全ての知的財産を対象とするのではなく、優れた研究成果に係る知的財産に限定すべきである。集約を行った後においても、知的財産の移転先への技術指導等の観点から、研究に携わった研究者の継続的な協力を得ることが必要不可欠である。

大学等が参加した国費による研究開発プロジェクトにおいては、原則日本版バイ・ドール条項を適用して大学等に知的財産を帰属させた上で集約の議論を行うべきであるが、多数の関係者が参加するプロジェクトにおいては、参加した各機関に知的財産が分散されて研究成果の活用が阻害される可能性も指摘されている。そのようなプロジェクトにおいては、日本版バイ・ドール条項の運用に例外を設けることも考えられる。

社会実装を実現するためには、単なるシーズ側からの発想とならないようアーリーな段階であっても事業化シナリオを考慮することが求められる。そのためには、集約を行う公的機関において、必要に応じて秘密保持契約を締結して基本特許に対する産業界側との協働を早い段階から実現できる仕組みを設けるとともに、ビジネスモデルを検討可能な人材を配置することが必要である。

また、大学等が保有する特許権は権利範囲が狭い傾向にあるため、公的機関に知的財産を集約する際には、研究者の協力を得つつ周辺特許を固めるための追加的な試験研究を行うことが必要である。集約を行う際に、特許出願がまだ行われていない場合には、公的機関が研究者や大学等と密に連携して戦略的に特許ポートフォリオを構築することが必要である。その際、ノウハウとして秘匿すべきかを慎重に判断した上で特許出願を行い、技術流出防止の観点から国内のみの権利化にとどまらず、外国での権利化も進めることが必要である。

## （2）集約した知的財産の活用方策

公的機関に集約した知的財産については、我が国の経済成長に資する国内外の大企業、中小企業、ベンチャー企業等へのライセンス又は譲渡を行い、グローバルな視点を持って活用を図っていくことが必要である。特に、資金力に乏しい大学等発ベンチャーに対しては、ライセンス又は譲渡に加え、知的財産を現物出資<sup>2</sup>することも、集約した知的財産の活用における有効な選択肢の一つとして考えられる。（図2、図3）

大学等発ベンチャーは、公的機関から知的財産の現物出資を受けることで経営戦

<sup>2</sup>株式会社の設立、新株発行または資本増加に際して、動産・不動産・債権など金銭以外の財産をもって出資すること

略上の選択肢が広がるとともに、公的機関から現物出資を受けた事実から、当該ベンチャーの社会的信用力が上がる、ベンチャーキャピタル等の民間資金を呼び込む、といった効果が望める。また、株式上場の際に、知的財産を実際に保有していることが審査で有利に働く効果も期待できる。さらに、知的財産の現物出資は、当該知的財産を核としたベンチャー創出を促進する直接的効果も期待できる。

知的財産の現物出資に当たっては、出資を行う際の判断基準を作ることや、デューデリジェンス<sup>3</sup>を行い、現物出資の適格性を判断できる投資家的視点と能力を有した人材を公的機関に配置することが必要である。

また、集約を行った公的機関は知的財産を活用する際、発明者である研究者の研究活動を阻害しないように万全の注意を払うことや、もし第三者による知的財産の侵害が認められた場合には、適切な権利行使を行うことも必要である。

### 3. おわりに

我が国の経済成長を増進させ、新たな市場を創出するイノベーションの実現のためには、大学等の優れた研究成果に期待される役割は大きく、その研究成果が社会実装されるまでの過程においては、グローバルな視点から出口を見据えた知的財産戦略が必要不可欠である。当該知的財産戦略の立案及び遂行に際しては、公的機関が支援すべき部分と、大学等や、TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織、企業等に委ねるべき部分とを明確に区別し、確固たる出口を見据えて産学官が連携することが必要である。

知的財産を集約する取組は既に一部の大学・公的機関等では始められているものの、大学等で保有される知的財産は約 1000 の大学等の各々の方針に従い個別管理されており、大学等間に類似あるいは関連性の高い知的財産が存在していても、大学等が単独で特許群として集約することは容易なことではない。集約に際しては、国内外の将来に渡る事業化動向を見極め、自他の知的財産の価値を評価しつつグローバルに通用する強固な活用戦略を描き、長期間に渡って当該戦略を実行し続け、場合によっては訴訟にも対応することが求められるが、単独の大学等で対応するには資金的、人力的な限界もある。

大学等が知的財産を活用する際の自由度からすれば大学等が単独で知的財産を保有することが望ましい。一方で、資金、人員、他者との知的財産の共有状況等の様々な制約から各大学等が自ら活用戦略を描くことができない知的財産を長期間保有し続けることは、知的財産の維持管理のための費用及び人的負担を増大させるとともに、研究成果の社会実装を阻害する可能性もある。

作業部会は、単独の大学等で対応が困難であり、TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織の参入が難しい場合には、国内外の知的財産を横断的に見渡すことが可能な国又は独立行政法人等の公的機関が積極的に関わり、産学官が一体と

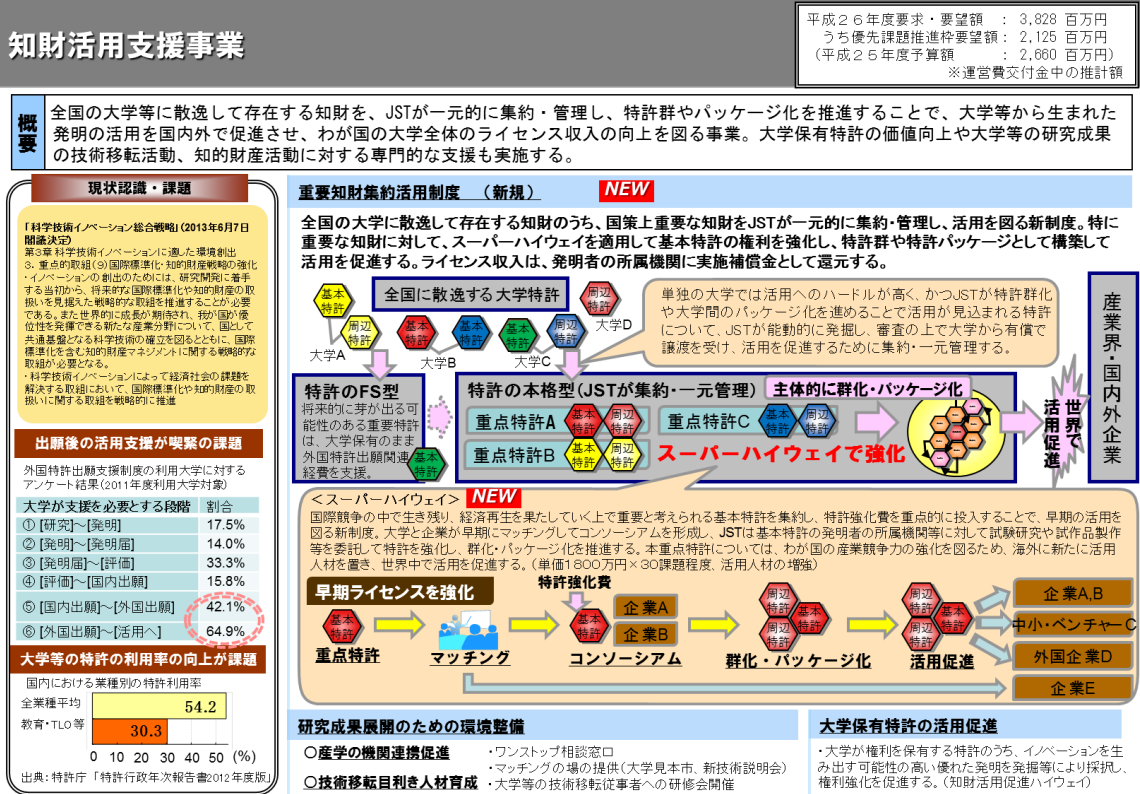
---

<sup>3</sup> 不動産投資や M&A などの取引に際して、投資対象となる資産の価値・収益力・リスクなどを経営・財務・法務・環境などの観点から詳細に調査・分析すること。

なり大学等の優れた研究成果をイノベーションにつなげていくことが必要であると考えます。そのためには、上記2. に述べた論点が JST の取組に反映され実行に移されることを期待する。

なお、作業部会は引き続き、大学等における知的財産の棚卸しのための方策や、海外への技術流出や訴訟等のリスク管理等について検討を行っていく。

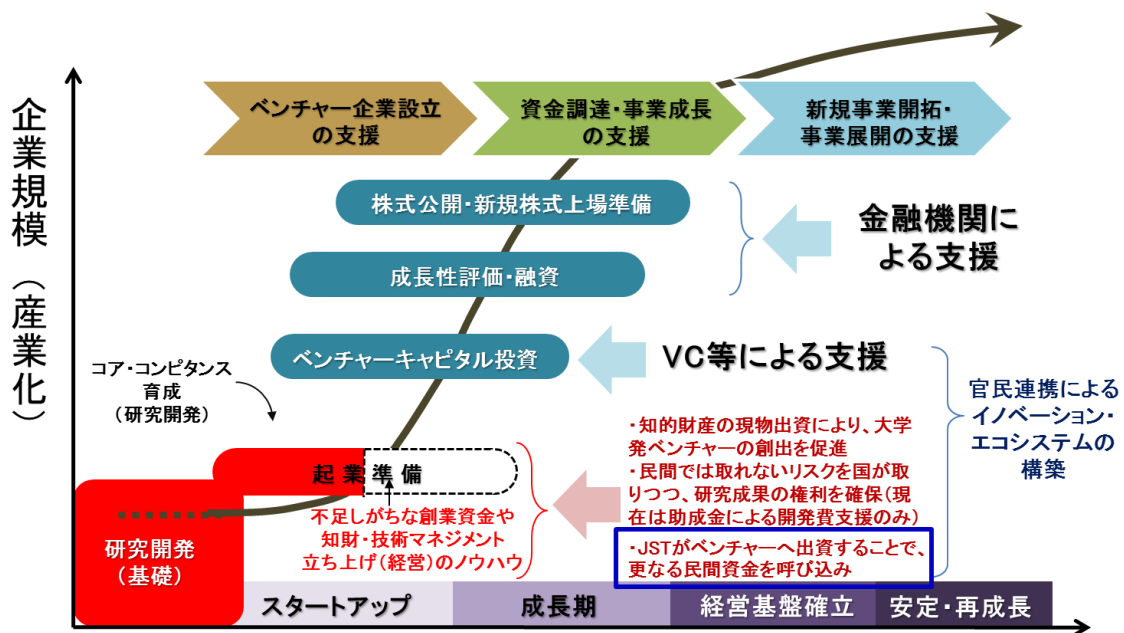
(図 1)



(図 2)

## 大学等の革新的技術を事業化につなげる仕組み(JST)

- 革新的な大学等の技術をイノベーションにつなげる観点から、ベンチャー・中小企業に対して、産学金連携により各フェーズに見合った支援が理想。特に創業初期の立ち上げにかかる研究開発・事業化支援の強化は、成果の最大化のために必要不可欠な状況。



(図3)

## JSTによる大学等発ベンチャー創出環境整備に向けた検討

- 優れた研究成果をもとにした、大学等発ベンチャーの創出促進するために、JSTからベンチャーへの出資を可能とすることを検討
- 民間が手を出しづらい創業段階、アーリー段階のベンチャーを積極的に支援
- ライセンスに加えて新たに知的財産の現物出資を可能とすることで、JSTや大学の未利用特許の一層の活用促進を図る
- 出資に際して経営面等でもサポートすることで、大学等発ベンチャーの成長を支援

